英国における農業継承と新規参入(その2)

英国における新規参入

わが国では、農業の担い手不足対策の一環 として、農業への新規参入者支援が行われて います。酪農においても、離農跡地への入植 や高齢引退者とのマッチングによる新規参入 者受け入れの促進などを通じ、日本型畜産経 営継承システム」の構築が目指されています。

英国でも、農業経営者の若返りを図るために日本と同様にマッチングなどを通じて新規参入者を増やすべきとの議論があります。実際にも、NFU(全国農業経営者連盟)が、農業参入を検討する人向けの「新規参入者アドバイザリーサービス」を準備中です。

ただし、現状では新規参入者が民間農場を購入・借入することは難しく、「州政府農場制度(County Farm Estates)」の利用が最も確実な新規参入手段となっています。この制度は、各州政府が農場を所有し、新規参入者に対し優先的に貸し付けるものです。今回は、同制度の現状と課題を見ていきます。

英国の農地所有構造と州政府農場制度

英国では、貸借される農地の割合が我が国に比べ高く、英国内のイングランドでは2000年の賃貸借農地割合は34.3%にのぼるとされています。このように農地賃貸借市場が大きいこと、また初期投資額が小さくて済むことから、新規参入は農場の購入ではなく借入により行われるものとされてきました。そして、農場面積を徐々に拡大し、自作地割合を増やしていくことで農業者としての地位を確立していく、いわゆる「農業階梯(はしご)」が理想型とされてきました。

州政府農場制度は,以上の考えに基づき, 小規模ながらも施設の整った農場を貸し付け ることで,農業の階梯(はしご)の一番下を 提供することを目的としています。2002年現 在,イングランドには3,753ヵ所の州政府農 場(約108,000ha)があります。イングランド の全農場に対し2.3%,貸借農地面積では3.3% のシェアを占めている計算になります。

州政府農場制度による新規参入者受け入れ

州政府農場は各州の個別事業であるため, その詳細は各州政府の事情により異なります。 イングランド南西部の Devon 州では ,2003 年3月時点で113の州政府農場(平均38.6ha) があり,大部分が酪農経営です。当州では年 に平均4農場の新規参入者募集を行っていま す。1つの募集に対し農場視察に訪れる参入 希望者が約40人 実際の応募が20人ほどで, 州政府では応募者の農業経験,資格,自己資 産,年齢,未婚・既婚はもちろん,その営農 計画を厳密に審査して貸出相手を決定してい ます。賃貸料は,応募者が自らの営農計画に 基づき入札する仕組みです。州政府ではあら かじめ予想賃貸料を算定しており、これから 大きく外れた価格を入札した者は (たとえ高 い価格であっても)評価が低くなる仕組みで す。こうして参入した者は,最初の5~10年 間は小規模農場を経営し、次の10年間は州政 府農場でも比較的大規模な農場に移動し,そ の後は州政府農場外の民間農場を購入・借入 することが求められます(州政府農場を賃借 人に売り渡すことは原則としてありません)。

州政府農場の将来戦略と新規参入の課題

現在,各州は財政状況の厳しさから同制度の再考を迫られています。Devon州では,2012年までに州政府農場の統合を進め平均面積を大きくすると同時に,その数を60に半減させる計画を打ち出しています。賃貸契約期間の延長も認めない方針のため,同制度の利用者は最長でも20年後には民間農場を購入もしくは借入しなければなりません。これからの新規参入者は,農場の獲得をますます民間市場に頼らなければならないということです。英国では農業への新規参入の世界でも,政府の役割が縮小しているといえるでしょう。

(つづく)

英国プリマス大学客員研究員 日本学術振興会特別研究員 内山智裕